

## 出身国情報の検索について<sup>1</sup> (2019年9月更新)

難民認定に関わる者は出身国の状況についてのしっかりした情報ベースをもち、常にアップデートしておく必要がある。申請者の出身国状況についての知識は難民認定において不可欠である。それは申請者に対して、適切な質問をするために必要なものである。また、申請者に信憑性があるか、申請に十分な根拠があるかの双方をはかる上でも中心的な要素となる。申請者と会う前に、申請書と供述書を読み、重要な事実を特定し、出身国の情報を調べておく必要がある。出身国情報の情報源は多数かつ多様で、国連機関、難民関連団体、人権団体、非政府組織（NGO）、政府、研究所・資料センター、法律図書館、専門図書館、学者、国内および国際マスメディアといったものが挙げられる。また、難民や人権についてのすぐれた情報を提供するウェブサイトも数多く存在する。すべての情報の情報源を、独立性と信頼性という観点から評価することが重要である。たとえば難民申請者の出身国からのメディア・レポート、ソーシャルメディアまたは難民申請者の出身国政府によって作成された文書には、特別な注意を払う必要がある。

### 出身国情報のリサーチ方法

#### 1. 必要な情報を特定する（リサーチ・クエスチョンの作成）

リサーチ・クエスチョンを作成する際には、申請者を念頭におき、ジェンダーおよび脆弱性を主流化する必要がある。その上で、4つの主要な法的論点に対処する必要がある。すなわち、国内法、国内保護、非国家主体による迫害、そして国内保護の選択肢である。

**国内法：**出身国の人権状況に関するいかなる評価も、基本的な人権基準が国内法によって定められているか、そしてそのような法が実際に適用されているか、或いは逆に、国内法自体が基本的人権を侵害しているか、という問題を扱う必要がある。

#### 質問例

- 関連する法律上の規定の文言は？
- 差別的な規定はあるか？
- 国内法の適用に影響を与える伝統的な規範、社会的、文化的または宗教上のルール
- はあるか？どのように影響を与えているか？
- 制定法と並行して宗教法（例えばシャリア）や不文法／規範の適用はあるか？国内法はそれらの適用を許容しているか？
- 比例性を欠く（過度に厳しい）刑罰の証拠はあるか？

<sup>1</sup> 出身国情報のリサーチ方法 1. 必要な情報を特定する、2. 情報源を特定する、の一部およびウェブ上の情報源に関しては、オーストリア赤十字社による「出身国情報の調査」研修マニュアル 2013年版から抜粋。

- 体罰や死刑等の、残虐、非人道的および品位を傷つける刑罰の証拠はあるか？たとえ国内法に規定されていなくとも、例えば宗教上のルール等の適用に基づいて裁判官がそのような刑罰を命令することは可能か？
- 国際的な人権機関は、国内法の特定の規定が基本的人権を侵害すると考えているか？
- 国内法はどのように解釈され適用されているか？警察を含む公務員はこれらの法の適用を支持しているか？
- 司法制度は法に則って機能しているか？
- 法律上の手続の公正についてどのような報告があるか？
- 人権侵害に対する法的救済があり、かつ有効か？

**国内保護**：申請者が恐怖を抱く原因となっている危険が、得られる有効な国の保護によって十分軽減されているか否かの評価。

#### 質問例

- 問題となる領域および住民を支配する、組織され安定した当局は存在するか？
- 機能している行政および司法機関はあるか？迫害を構成する行為を発見、訴追および処罰するための有効な法制度はあるか？
- 重大な危害から個人を保護するためのリソースはあるか（治安部隊の存在、シェルター等）？
- 刑事事件を追及しないように或いは追及するように賄賂が使われるという証拠を含め、警察または司法の腐敗に関する報告はあるか？
- 国家当局による人権侵害または他の形態の重大な危害の防止に関する報告はあるか？
- 国家当局が重大な危害を防止するために介入したまたは介入しなかった事件に関する報告はあるか？当局は、あるグループによる行為からは保護するが他の者による場合は保護しないということがあるか？

**非国家主体による迫害**：迫害は、通常は国の当局による行為に関連する者である。それはまた、当事国の法令により確立された基準を尊重しない一部の人々によって引き起こされることもある（UNHCR 難民認定基準ハンドブック第 65 項）。ある出身国における権力構造について注意深く検討し、誰がどこで権力を行使しているか、アクター間にどのような同盟関係が存在するか、特定の非国家主体は政府の特定部門により支持されているか、といった問題を扱う必要がある。

#### 質問例

- 国の権力の枠組みにおいて非国家主体はどのような位置づけか？
- 彼らは国家主体または他の保護主体による共謀または許容の下で行動しているか？
- 彼らは領域の一部を事実上支配しているか？
- 彼らは、社会の大部分によって受け入れられている伝統的な規範や慣習によって支持されているか？
- 非国家主体には、移動先の地域において申立人を迫害する動機があるか？
- 非国家主体には、移動先の地域まで申立人を追及する能力があるか？

- 国家は、申立人の出身地域において保護を提供する能力および／または意志を欠く場合であっても、移動先の地域において申立人に保護を提供する意志および能力を有しているか？

**国内保護の選択肢：**申請者が出身国の中で安全に暮らせる場所があるかという質問に答える必要性がある。この評価は関連性、合理性双方の観点から行われなければならない。

#### 質問例

- 移住先の地域は実際に、安全に、そして法的に、当該個人にとってアクセス可能か？
- 移住先地域に合法的に入り居住するための規制はどのようなものがあるか？
- 安全に旅することは可能か？独身女性や子どもにとっても？
- 迫害主体が国家（または他の保護主体）である場合、地方当局や地域当局の力の及ぶ範囲が限られていることを示す明白な証拠があるか？
- 政府（または他の保護主体）が、地方で行われる危害に対して対処できないことを説明する特定の事情はあるか？
- 国家当局（または他の保護主体）による保護は、当該地域において申立人に及ぶか？
- 移住先となる地域に同じグループ（民族・宗教・部族等）の人は暮らしているか？
- 申請者のプロフィールを考慮して、生命、身体、自由または健康に対する重大な危険、或いは重大な差別にあった人に関する報告はあるか？例えば、仮に申請者が国内で移住することによって政治的理由により迫害される脅威から逃れられたとしても、その移住先で申請者が自らの宗教を実行できないとすれば、関連性のテストが満たされないことになる。
- 過度の困難なく経済的に生き延びることは可能か？
- 雇用および教育へのアクセスはあるか？
- 文化的な絆および／または当該地域の言語の知識はあるか？
- その地域は安全か？
- 人権は尊重されているか？
- 家族の絆はあるか、または社会的、人道的な支援はあるか？
- その地域における国内避難民の生活水準および生活の質はどのようなものか？

## 2. 情報源を特定する

関連性のある質問を形成した後、次のステップは、信頼できる情報源の識別である。このステップは情報源の評価と切り離せない。情報源の信頼性に対する評価は、以下の質問に回答することによって行うことが可能である。誰がその情報を提供しているか？何の情報が提供されているか？なぜその情報源はこの情報を提供しているのか？どのようにしてその情報は得られたのか？いつその情報は収集され、提供されたのか？

## 情報源の例

- **人権諸条約**：迫害の恐怖の理由や迫害方法に関連する国際条約。中核的国際人権諸条約は以下のもの：
  - あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
  - 市民的及び政治的権利に関する国際規約
  - 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
  - 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
  - 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
  - 児童の権利に関する条約
  - 全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約
  - 障害者の権利に関する条約
  - 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
- **国内法**：出身国の国内法（例：憲法の条項、特定の権利や特定の集団に対する法的保障、刑法、軍法等）
- **判例**：（例：自分がリサーチをしているケースと類似の主張をした申請者に対して行政府や司法府が下した、庇護その他の保護を与える決定）
- **地域条約および地域的基準**：難民に関する地域条約（例：アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定するアフリカ統一機構条約、難民に関するカルタヘナ宣言、欧州連合基本権憲章、EU 庇護資格指令、アラブ世界における難民および避難民の保護に関するカイロ宣言および、アラブ諸国における難民の地位を規定するアラブ条約、難民の地位および処遇に関するバンコク諸原則等）
- **指針、勧告、決議**：政府機関や UNHCR、その他の国際機関によって出された指針（ガイドライン）や勧告、決議（例：「難民女性の保護に関する UNHCR ガイドライン」、北京行動綱領（Beijing Platform of Action）等）
- **人権報告書**：(i) 国連人権委員会（UN Commission on Human Rights）などの国際機関、(ii) 米国国務省（U.S. Department of State）などの政府機関、(iii) 国際危機グループ（International Crisis Group）などの非政府組織（NGO）によって作成された報告書を参照。
- **ニュース**：報道やオンラインで配信されるニュース（例：AP 通信（Associated Press）、AFP 通信（Agence France-Presse）、ロイター通信（Reuters）など）
- **背景データ**：出身国や出身地域に関する背景資料、庇護申請の中で提起された特定の事柄に関する背景データ（例：国別レポート、デンマーク移民局（Danish Immigration Services）等の現地調査レポート）
- **専門家**：（例：他に情報源が無い各国情勢の特定の側面について詳しく述べることができ、その地域に関する専門的知識を持つ専門家）

## ウェブ上の情報源

### お断り

1. 以下のウェブサイトに記載されている内容・見解は、各サイトのものであり、UNHCRのものではありません。
2. 恐れ入りますが、ごく限られたものを除き、出身国情報・法律情報ともに英語（あるいは諸外国語）となっております。

### 出身国情報・法・ポリシー情報検索のためのポータルサイト

組織とアドレス	特記
レフワールド (Refworld) <a href="https://www.refworld.org/">https://www.refworld.org/</a>	国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees) による出身国と庇護国の双方を含む、220 以上の国および領域についての情報。難民に関する判例、関連する国内法、難民認定に関する UNHCR の政策文書が含まれる。
ヨーロッパ出身国情報ネットワーク (European Country of Origin Information Network: ECOI) <a href="https://www.ecoi.net/">https://www.ecoi.net/</a>	オーストリア出身国庇護調査ドキュメンテーションセンター (Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation: ACCORD) によって、ドイツの Informationsverbund Asyl & Migration の協力のもと運営。庇護・移住・統合基金 (EU)、オーストリア内務省、およびカリタスオーストリアから共同出資を受けている。169 の国および領域に関する 160 以上の情報源から一般に利用可能な COI を収集、構成、および処理。
Electronic Immigration Network (EIN) エレクトロニック・イミグレーション・ネットワーク <a href="https://www.ein.org.uk/">https://www.ein.org.uk/</a>	英国拠点・有料。移民関連の実務家およびイミグレーションに関心のある者のために、移民および難民に関する法と COI について情報を提供している。
LexisNexis レキシスネクシス <a href="https://www.lexisnexis.com/">https://www.lexisnexis.com/</a>	会員制・有料だが法律に関する情報や判例を検索するのに便利。英語圏のロースクールや法曹の間で広く使われている。
Westlaw ウェストロー <a href="https://legal.thomsonreuters.com/en/products/westlaw">https://legal.thomsonreuters.com/en/products/westlaw</a>	会員制・有料だが法律に関する情報や判例を検索するのに便利。英語圏のロースクールや法曹の間で広く使われている。
ReliefWeb <a href="http://reliefweb.int/">http://reliefweb.int/</a>	人道危機や災害に関する情報を集積したウェブサイト。

### 出身国情報のための個別サイト

組織とアドレス	特記
国際連合 国連人権理事会 (HRC)	国連憲章に基づき 2006 年に国連総会によって、国連人権委員会に代わるものとして設立された。

<a href="https://www.ohchr.org/en/hrbodies/upr/pages/uprmain.aspx">https://www.ohchr.org/en/hrbodies/upr/pages/uprmain.aspx</a>	<p>普遍的定期的レビュー（Universal Periodic Review）は、人権理事会の下、すべての国連加盟国の人権状況を4年半毎に審査する国家主導のプロセス。</p>
<p>自由権規約委員会（Human Rights Committee）  <a href="https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CCPR/Pages/CCPRIndex.aspx">https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CCPR/Pages/CCPRIndex.aspx</a></p>	<p>「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の監視機関。加盟国は委員会が要請するとき、通常4年毎に、報告を行わなければならない。委員会は報告を精査し、加盟国に対する懸念事項および勧告を「総括所見（concluding observations）」の形で表明することができる。</p>
<p>社会権規約委員会  <a href="https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CESCR/Pages/CESCRIndex.aspx">https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CESCR/Pages/CESCRIndex.aspx</a></p>	<p>「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の監視機関。加盟国は5年毎に報告する義務がある。委員会は報告を精査し、加盟国に対する懸念事項および勧告を「総括所見」の形で表明することができる。</p>
<p>人種差別撤廃委員会  <a href="https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CERD/Pages/CERDIndex.aspx">https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CERD/Pages/CERDIndex.aspx</a></p>	<p>「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」の監視機関。加盟国は2年毎に報告する義務がある。委員会は報告を精査し、加盟国に対する懸念事項および勧告を「総括所見」の形で表明することができる。</p>
<p>拷問禁止委員会  <a href="https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CAT/Pages/CATIndex.aspx">https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CAT/Pages/CATIndex.aspx</a></p>	<p>「拷問等禁止条約」の監視機関。加盟国は4年毎に報告する義務がある。委員会は報告を精査し、加盟国に対する懸念事項および勧告を「総括所見」の形で表明することができる。</p>
<p>児童の権利委員会  <a href="https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRC/Pages/CRCIndex.aspx">https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRC/Pages/CRCIndex.aspx</a></p>	<p>「児童の権利に関する条約」の監視機関。加盟国は5年毎に報告する義務がある。委員会は報告を精査し、加盟国に対する懸念事項および勧告を「総括所見」の形で表明することができる。</p>
<p>UNHCR ウェブサイト  * 本部ホームページ: <a href="http://www.unhcr.org">www.unhcr.org</a>  * 駐日事務所ホームページ:  <a href="https://www.unhcr.org/jp/protection_material">https://www.unhcr.org/jp/protection_material</a>  （難民保護・無国籍関連資料）</p>	<p>駐日事務所ウェブサイトには、一部の法律情報・出身国情報が日本語に訳されたものも載っている。</p>
<p>国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）  <a href="http://www.ohchr.org/EN/Countries/Pages/HumanRightsintheWorld.aspx">http://www.ohchr.org/EN/Countries/Pages/HumanRightsintheWorld.aspx</a>（国別情報）</p>	<p>OHCHRは「すべての人が人権を効果的に享受できるように人権の促進と擁護を図る」ことを任務とする。OHCHRのウェブサイトには、人権関連の幅広い情報源へのリンクが提供されている。国別の情報にもアクセス可能。</p>
<p>政府機関</p>	
<p>米国国務省（United States Department of State）  <a href="https://www.state.gov/reports-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/country-reports-on-human-rights-practices/">https://www.state.gov/reports-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/country-reports-on-human-rights-practices/</a>（人権）  <a href="https://www.state.gov/international-religious-freedom-reports/">https://www.state.gov/international-religious-freedom-reports/</a>（信仰）</p>	<p>国別人権報告書、信仰の自由に関する国際報告書、人身取引に関する報告書およびテロリズムに関する報告書を毎年発表している。</p>

<p><a href="https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/">https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/</a> (人身取引)  <a href="https://www.state.gov/country-reports-on-terrorism-2/">https://www.state.gov/country-reports-on-terrorism-2/</a> (テロリズム)</p>	
<p>英国内務省 国別政策・情報チーム (UK Home Office CPIT )  <a href="https://www.gov.uk/government/collections/country-policy-and-information-notes">https://www.gov.uk/government/collections/country-policy-and-information-notes</a></p>	<p>英国内務省職員が庇護申請に対する決定を行う際に使用する国別政策及び情報ノート (Country Policy and Information Note) が掲載されている (同ノートには出身国情報も含まれる)。なお、以前は内務省による難民該当性評価に関する指針 (Operational Guidance Notes) と出身国情報報告書 (COI Report) が別々に発行されていた。</p>
<p>カナダ移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada)  <a href="https://irb-cisr.gc.ca/en/country-information/Pages/index.aspx">https://irb-cisr.gc.ca/en/country-information/Pages/index.aspx</a></p>	<p>庇護決定者からの情報リクエストに対する回答や国別情報パッケージなどを英語およびフランス語で公表。</p>
<p>デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)  <a href="https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Words-and-concepts/US/Asylum/Country-information">https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Words-and-concepts/US/Asylum/Country-information</a></p>	<p>デンマーク移民局の出身国情報部門が発行する国別報告書や国別ノートを掲載。調査対象国において地域専門家が情報収集を行うミッションを行っており、国別報告書には同ミッションにより得られた情報も含まれている。</p>
<p>オーストラリア外務貿易省 (Australian Government - Department of Foreign Affairs and Trade)  <a href="https://dfat.gov.au/about-us/publications/Pages/country-information-reports.aspx">https://dfat.gov.au/about-us/publications/Pages/country-information-reports.aspx</a></p>	<p>オーストラリアにおいて保護資格の決定のために用いられる出身国情報報告書を掲載。報告書では、背景情報のほか、難民条約上の迫害理由に応じて情報がまとめられている。</p>
<p>判例</p>	
<p>オーストラリア法律情報研究所 (Australian Legal Information Institute: AustLII)  <a href="https://www.austlii.edu.au/">https://www.austlii.edu.au/</a></p>	<p>オーストラリアおよびニュージーランドにおける裁判例、法律、条約、法律雑誌、法改正に関する情報を検索できる。オーストラリア行政不服審判所およびニュージーランド移民保護審判所における審判例も検索可能。</p>
<p>オーストラリア行政不服審判所 (Administrative Appeals Tribunal of Australia: AATA)  <a href="http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/cases/cth/AATA/">http://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/cases/cth/AATA/</a> (AATA 判例検索ページ)  <a href="http://www5.austlii.edu.au/au/cases/cth/rrt/">http://www5.austlii.edu.au/au/cases/cth/rrt/</a> (*RRTA 判例検索ページ)  <a href="https://www.aat.gov.au/">https://www.aat.gov.au/</a> (審判所ホームページ)</p>	<p>オーストラリアにおける様々な行政処分に対する審査請求を取り扱う審判所。オーストラリアにおいて難民としての保護や補完的保護が必要と認められた者に許可される「保護ビザ (Protection Visa)」の申請を却下された場合の再審査も担当する。なお、保護ビザの申請却下についての再審査を担当していたオーストラリア難民再審査審判所 (*Refugee Review Tribunal of Australia: RRTA) は2015年7月にオーストラリア行政不服審判所に統合された。</p>
<p>ニュージーランド移民保護審判所 (New Zealand Immigration and Protection Tribunal: NZIPT)</p>	<p>ニュージーランドにおける難民不認定処分に対する不服申立を担当する審判所。</p>



<p><a href="https://forms.justice.govt.nz/search/IPT/RefugeeProtection/">https://forms.justice.govt.nz/search/IPT/RefugeeProtection/</a> (IPT 等の難民／保護関連の判例検索ページ)</p> <p><a href="https://www.justice.govt.nz/tribunals/immigration/immigration-and-protection/">https://www.justice.govt.nz/tribunals/immigration/immigration-and-protection/</a> (審判所のページ)</p>	
<p>カナダ法律情報研究所 (Canadian Legal Information Institute: CanLII )</p> <p><a href="https://www.canlii.org/en/">https://www.canlii.org/en/</a> (CanLII ホームページ)</p> <p><a href="https://www.canlii.org/en/ca/irb/index.html">https://www.canlii.org/en/ca/irb/index.html</a> (カナダ移民難民委員会の決定検索ページ)</p>	<p>カナダにおける裁判例、審判例、法律を検索できる。カナダ移民難民委員会の難民保護部 (Refugee Protection Division: RPD) や不服申立部 (Refugee Appeal Division: RAD) による決定も検索可能。</p>
<p>英国上位審判所移民・庇護部 (United Kingdom Upper Tribunal, Immigration and Asylum Chamber)</p> <p><a href="https://tribunalsdecisions.service.gov.uk/utiac">https://tribunalsdecisions.service.gov.uk/utiac</a> (英国上位審判所移民・庇護部の判例検索ページ)</p>	<p>英国内務省による庇護申請却下に対する不服申立を担当する審判所のうち、第一次審判所 (First-Tier Tribunal) の決定に対する不服申立を審査する上級審判所。</p>
<p>庇護法に関する欧州データベース (European Database of Asylum Law: EDAL)</p> <p><a href="https://www.asylumlawdatabase.eu/en">https://www.asylumlawdatabase.eu/en</a></p>	<p>ヨーロッパ 22 か国の裁判所、欧州連合司法裁判所 (the Court of Justice of the European Union: CJEU) および欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights: ECtHR) による難民・庇護法の解釈に関する判例の要約を検索できる。</p>
<p>国際難民移民裁判官協会 (International Association of Refugee and Migration Judges: IARMJ)</p> <p><a href="https://www.iarmj.org/">https://www.iarmj.org/</a></p>	<p>各国で難民事件を扱う行政審判所や司法裁判所の判事が中心となって情報を交換・難民法の解釈等について議論する組織。ホームページ上で、諸外国の裁判例のほか、同組織が発行した難民認定の構造的アプローチや信憑性評価の手法等に関する出版物を閲覧できる。</p>
<p>非政府組織</p>	
<p>アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)</p> <p><a href="https://www.amnesty.org/en/countries/">https://www.amnesty.org/en/countries/</a></p> <p>アムネスティ・インターナショナル日本</p> <p><a href="https://www.amnesty.or.jp/human-rights/world.html?tab=country">https://www.amnesty.or.jp/human-rights/world.html?tab=country</a> (世界の人権問題 (国別・トピック別) のページ)</p>	<p>人権を擁護する NGO。年次報告書は 150 以上の国および領域における人権侵害の状況について報告するものである。さらに、テーマ別報告、ブリーフィングおよびニュースリリースの発表、並びに「緊急行動」の呼びかけが定期的に行われている。日本支部であるアムネスティ・インターナショナル日本のホームページでは国別の人権問題に関するニュースを日本語で読むことができる。</p>
<p>ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)</p> <p><a href="https://www.hrw.org/">https://www.hrw.org/</a></p> <p><a href="https://www.hrw.org/ja">https://www.hrw.org/ja</a> (日本語版のページ)</p>	<p>人権侵害について調査し、その調査結果を毎年のワールドレポート並びにテーマ別報告、ブリーフィングおよびニュースリリースで公表している。庇護希望者の出身国を多く含む約 100 ヶ国で調査を行っている。日本語版のホームページでは、上記の報告等の一部を日本語で読むことができる。</p>



<p>フリーダムハウス (Freedom House)  <a href="https://freedomhouse.org/reports">https://freedomhouse.org/reports</a></p>	<p>世界中で民主的な変革を提唱。政治的権利および人権に関する国別報告、インターネットの自由や報道の自由に関する国別報告、移行期にある国（民主化を進める元共産主義国）に関する報告、並びに他の特別報告を定期的に発表。</p>
<p>国際危機グループ (International Crisis Group: ICG)  <a href="https://www.crisisgroup.org/">https://www.crisisgroup.org/</a></p>	<p>世界各地の紛争および潜在的紛争状況に関する詳細な分析および政策アドバイスを行っている。ICG は毎年 80 以上の報告書およびブリーフィング・ペーパーを発表するほか、70 以上の紛争・危機下にある国および脆弱な国家について、その政治面や治安面の展開を毎月発表する CrisisWatch を公表している。</p>
<p>子どもの権利情報ネットワーク (Child Rights International Network: CRIN)  <a href="http://home.crin.org/">http://home.crin.org/</a>  (旧ホームページ：  <a href="https://archive.crin.org/index.html">https://archive.crin.org/index.html</a>)</p>	<p>子どもの権利に関して、調査報告書、国別の国内法および司法へのアクセスに関する報告、訴訟研究、統計、国連への提出物、裁判例を発表。2018 年以前に発表された資料は旧ホームページで確認できる。旧ホームページでは、各国で子供のために活動している組織のプロフィールを含むデータベースを提供している。</p>
<p>国際人権連盟 (Fédération Internationale pour les Droits Humains/ International Federation for Human Rights: FIDH)  <a href="http://www.fidh.org">http://www.fidh.org</a></p>	<p>世界各地の 184 の非政府の人権団体や連盟が含まれる。FIDH は、報告書の配布、FIDH レターおよびメディアリリースを通じて人権侵害を非難している。</p>
<p>インターナショナル・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランス・インターセックス連盟 (International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association: ILGA)  <a href="https://ilga.org/">https://ilga.org/</a></p>	<p>LGBTI の人々に対する差別の撤廃を目的とする。ウェブサイトでは、多くの国における法的および社会的状況に関するニュースおよび情報を提供している。ILGA は 150 ヶ国以上からのメンバー組織を有する。</p>
<p>世界拷問防止機構 (Organisation Mondiale Contre la Torture/ World Organisation Against Torture: OMCT)  <a href="http://www.omct.org/human-rights-defenders/">http://www.omct.org/human-rights-defenders/</a></p>	<p>世界中で拷問および他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いと闘う非政府組織の連合。人権活動家の保護のための監視枠組み (Observatory for the Protection of Human Rights Defenders) を設立し、人権侵害事案に対する緊急声明、政府への書簡、事実調査報告、年次報告を発表している。</p>
<p>国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Centre: IDMC)  <a href="http://www.internal-displacement.org">http://www.internal-displacement.org</a></p>	<p>ノルウェー難民委員会によって設立され、世界各地の国内避難民の状況を監視している。IDMC は、188 の国および領域における国内避難民に関する包括的な情報および分析を提供するオンラインデータベースを運営している。</p>
<p>メディア</p>	
<p>AP 通信 (Associated Press: AP)  <a href="https://www.ap.org/en-gb/">https://www.ap.org/en-gb/</a></p>	<p>1846 年に設立された世界最大級の国際通信社。非営利の報道機関の協同組合であり、100 ヶ国以上で報道を行っている。</p>

ロイター (Reuters) <a href="https://www.reuters.com/">https://www.reuters.com/</a> <a href="https://jp.reuters.com/">https://jp.reuters.com/</a> (日本語版のページ)	最も大きな国際報道機関の一つ。トムソン・ロイター社の一部門。世界の出来事について毎日報道するプロフェッショナルの包括的なネットワークを有する。
AFP 通信 (Agence France-Presse: AFP) <a href="https://www.afp.com/en">https://www.afp.com/en</a>	英語および他の 5 言語で報道しているフランスの通信社。AFP は政治および国際関係を含む国際ニュースの多くの側面を取り扱う。
アルジャジーラ・イングリッシュ <a href="https://www.aljazeera.com/">https://www.aljazeera.com/</a>	カタール・メディア・コーポレーションを通じてカタール政府が所有するアルジャジーラ・ネットワークの一部。
新華社通信 (Xinhuanet) <a href="http://www.xinhuanet.com/english">http://www.xinhuanet.com/english</a>	中国の国有通信社。9ヶ国語で Xinhuanet を提供。
専門的・地域的なニュースサービス	
トムソン・ロイター財団ニュース <a href="http://news.trust.org/">http://news.trust.org/</a> (旧: AlertNet) <a href="http://news.trust.org/humanitarian/">http://news.trust.org/humanitarian/</a> (人道関連ニュース)	トムソン・ロイター財団運営の無料のニュースサービス。世界各地の人道危機をカバー。約 50 人のジャーナリストおよび約 300 人のフリーランサーからなるグローバル編集チームが女性や LGBT の権利、人身取引など報道されにくい情報を取り扱う。
オールアフリカ (AllAfrica) <a href="https://allafrica.com/">https://allafrica.com/</a>	アフリカ諸国の政府発表から、反政府的な報道までカバー。150 以上のアフリカの報道機関および 500 以上の他の情報源からの情報を集めて掲載。
ユーラシアネット (EurasiaNet) <a href="https://eurasianet.org/">https://eurasianet.org/</a>	中央アジアおよびコーカサス、ロシアを含む東ヨーロッパ、トルコおよび南西アジアの政治、経済、環境および社会開発に関する情報および分析を提供している。
The New Humanitarian (旧: 統合地域情報ネットワーク (IRIN News)) <a href="https://www.thenewhumanitarian.org/">https://www.thenewhumanitarian.org/</a>	人道関連のニュースおよび分析を提供する。危機または災害による影響を受けた国で活動しており、人道活動に影響を与える政治、経済および社会問題について幅広く定期的に報告書を公表している。以前は国連人道問題調整事務所 (OCHA) のサービスであったが、非営利の報道組織として独立した。
地図	
Reliefweb アップデートおよび地図: <a href="http://reliefweb.int/maps">http://reliefweb.int/maps</a>	
UNHCR 地図ポータル (MAP Portal): <a href="http://maps.unhcr.org/en/search">http://maps.unhcr.org/en/search</a>	
国連地理空間情報課: <a href="https://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm">https://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm</a>	
言語および民族	
エスノログ: 世界の言語 (Ethnologue: Languages of the World) <a href="https://www.ethnologue.com/">https://www.ethnologue.com/</a>	有料。非常に有益なデータベース。地域および国ごとにディレクトリーを提供しており、膨大なクロスレファレンスおよび参考文献リストは特定の言語についての専門家を調べるのに良い情報源。

## ポイント：各ウェブサイトへのアクセスにポータルサイトを使う

それぞれの情報源を個別に見ていくには時間がかかることがある。一方で、一部のウェブサイトは、様々な人権レポートや国別レポートにアクセスを可能にする便利な機能をもっており、これを使えば、一つのサイトから広範な情報源へ直接ジャンプしたり、多岐にわたる情報源の存在を知ることができる。通常それらのリンクは国や主題ごとにまとめられている。たとえば以下を参照すること。

- **European Country of Origin Information Network (ECOI) (ヨーロッパ出身国情報ネットワーク)**：大変便利な情報源であり、庇護申請やその他の種類の保護の申請を判断する者の具体的なニーズに焦点を当てた国別情報を集めている。定期的に更新され、新しい報告や情勢報告書、国別情報、地図などを掲載。その他の関連するウェブサイトともリンクしている。
- **UNHCR Refworld (UNHCR レフワールド)**：二つの巨大データベースへのアクセスを提供。出身国情報データベースは国際機関、諸外国の政府機関、NGO 等、多様な情報源からの様々な報告書を収録。また、法律情報のデータベースは国別に国内法の条文や難民に関する判例を収録。なお、Refworldは2019年1月1日以降、ECOI を運営する ACCORD とパートナーシップ協定を締結し、出身国情報の収集を停止したが、裁判例や国内法、UNHCR ガイドライン等は個別にアップロードされている。

### 検索ポイント：

#### Refworld:

#### 1. 検索（特定の文書を探すときに特に有効）

- 検索ボックスに検索ワードを入れる（ポイント：探している文書に出てくると思われる特定の用語を使うこと）

#### アドバンスド・サーチ (Advanced Search)

- それぞれに異なる検索機能を提供する複数の検索ボックスが備わっている。これにより、country of origin、country of asylum、category、publisher、document type（出身国、庇護国、類別、出版者、文書の種類）などの条件設定を行うことで検索結果を絞り込むことが可能。

#### 2つ以上の検索ワードを使う：

- 2つ以上のキーワードがある文書を探す場合、キーワードの間にスペースを入力する
- 用語が特定の順序で出てくる文章の場合、用語の前後にクォテーションマーク「”」を付ける（例：“international protection”）

- 特定の用語を含まない文書の場合、除外される用語の先頭にマイナス「-」を入力する（例：-uighurs）
- 複数の用語を含まない文書を検索する場合、各用語の間にコンマをつけ、それらの先頭に「-」をつけ、さらに括弧で囲む（例：-(Iran, Kurds)）
- 二つの用語のうち、一つが出てくる文書を検索する場合、キーワードを括弧で囲み、用語の間にコンマを入れる（例：(Fergana,ferghana)）
- 用語の始まりが特定のアルファベット順である場合、用語の最後にアスタリスク（\*）をつける。アスタリスクを付けることで、接頭語で検索が一致するものを表示でき、または接頭語でない部分のスペルを無視できる（例：refuge、refugee、refer を検索するために ref\*と入力する）

## 2. 拾い読み (Browsing) (検索したいものが明確ではない場合に有効)

- カテゴリー、出版者、文書の種類、トピック等をクリックする
- タブやフィルター機能を活用することにより、検索結果をさらに絞り込む
- フィルター機能を使うと、タイトル、出版年、テキストの形式（全文）により並び替え、検索結果を洗練させることができる。

### ECOI:

#### 簡易検索 (Simple Search) :

- ページ上部左の *COUNTRIES* (国名) から国籍を選択し、国別ページに行く
- 国別ページにおいて、ページ中部 *Show all* (すべてを表示) を選択
- 検索ワードを入力

#### アドバンスド・サーチ (Advanced Search) :

- 必要に応じて、*Sources*、*Document type*、*Languages*、*Publication Date*、*“Sort by”* (情報源、文書の種類、言語、出版日、表示順) を選択
- 検索ワードを入力

#### 2つ以上の検索ワードを使う:

- AND**            2つ以上の検索ワードを含む文書を検索する場合、それぞれの検索ワードの間に AND を入れる（例：“Tamil Tigers” AND government AND talks）
- OR**             2つの検索ワードのうちどちらか一方または両方を含む文書を検索したい場合、検索ワードの間に OR を入力（例：Conscription OR Desertion）
- NOT**            特定の用語を含まない文書を検索する場合、除外する用語の先頭に NOT を入力する（例：genocide NOT Darfur）
- “...”**            特定の検索ワードが特定の順序で出てくる場合、用語の前後にクォテーションマーク「”」を付ける（例：“organized crime”）

- (...)
- 丸かっこを使うことで、検索条件をグループ化できる（例：(homosexual OR lesbian) AND discriminationと検索すると、homosexualまたはlesbianを含み、かつ、discrimination 含む文書が検索される）
- “... ..”~n
- 「n」には数字が入る。2つの検索ワードを設定する際、これらの検索ワードを含み、かつ、それぞれの単語の間にある単語数がn語以内である文書を検索する（例：“amnesty rebels”~5 と検索すると、amnestyとrebelsを含み、かつ、これらの単語の間にある単語数が5語以内の文書が検索される）
- ...?...
- スペルが明確ではない場合、分からない文字の変わりに「?」を入力する（例：Taliban もしくは Taleban 等を検索する場合に Tal?banと入力する）
- \*
- 検索ワードの始まりが特定のアルファベット順である複数の検索ワードを検索したい場合、用語の最後にアスタリスク「\*」をつけて入力する。アスタリスクを付けることで、接頭語が一致するものを表示でき、または接頭語でない部分のスペルを無視できる（例：homosex\*と検索すると、例えば、homosexual（同性愛者）、homosexuals、homosexuality（同性愛）などの用語を含む文書が検索される）
- ~
- 「~」のマークを検索ワードの語末に付けることで、その用語と類似したスペルの単語を含む文書も検索される（例：Qanuni~と検索すると、例えば、Qanuniを含む文書と、Qanooniを含む文書が検索される）

以上